

臨時福祉給付金（経済対策分）申請受付のご案内

問上島町各総合支所
住民課

●支給額 支給対象者1人につき1万5千円

●支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象の方／平成28年度分の住民税が課税されていない方※課税者の扶養親族になつていない方は対象外。扶養者が非課税の場合は、非課税証明書を申請書に添付すれば対象／平成28年1月1日時点で住民票が上島町にある方／生活保護を受けていない方／租税条約に基づく免除を受けていない方

●受付期間 3月1日（水）～6月30日（金）

●申請方法

①2月下旬に住民課から臨時福祉給付金申請書を対象の方へお送りします。

②申請書に必要事項を記載し、初めて給付金を申請される方は本人確認ができる書類、受取先の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードをお持ちになつて、各支所窓口へ提出、ま

たは郵送（申請書、初めての方は本人確認書類の写し、口座が確認できる写し）してください。

※他市区町村に居住している方に扶養されている場合は、扶養者の非課税証明書が必要です。

③国の規定に基づく審査後、支給・不支給決定通知書をお送りします。

④支給決定となつた方には申請書に記入していただいた口座に臨時福祉給付金が振り込まれます。

詳しくは各総合支所住民課までお問い合わせください。

日本年金機構から
現況届が届いた方へ

問上島町各総合支所住民課
問今治年金事務所TEL 0898-3216141

日本年金機構では、これまで住民基本台帳ネットワークシステムによりご健在を確認できない方には、毎年、年金の受給者ご本人の誕生月の末日までに、現況届を提出していただくことによつて、ご健在であることを確認しております。

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール HP ホームページ

た。しかしながら、住民票上は死亡しているにもかかわらず親族によつて健在である旨の現況届の提出がなされ、年金の不正受給が行われていた事案が発生したことを踏まえ、平成29年2月に日本年金機構から送付される現況届からは、現況届の提出の際に、住民票の添付またはマイナンバーの記入が必要となりました。

受給者のご健在が確認できない場合は、年金の支給を一時差し止める等の措置が講じられるのでご注意ください。

ご不明な点は、今治年金事務所、またはお近くの各総合支所住民課までお問い合わせください。

高齢者の肺炎球菌感染症ワクチンについて

問上島町各保健センター

高齢者の肺炎球菌感染症のワクチンが定期接種になりました。今年度対象者の方（下表の年齢の人※今回限り）には、案内をお送りさせていただきます。実施期間は3月31日（金）までとなっています。

ご希望される方は期間内に接種するようお気をつけください。

■平成28年度の対象者

年齢	生年月日
65	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
70	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
75	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
80	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
85	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
90	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
95	大正10年4月2日～大正11年4月1日
100	大正5年4月2日～大正6年4月1日

平成28年度分娩産婦等交通費助成の申請について

問上島町各総合支所
住民課

上島町在住の方で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに妊婦健診および不妊治療を受けられた方は、期限までにお近くの住民課に申請をお願いいたします。期限を過ぎた場合は、交通費を助成できなくなります。

問問合わせ（申）申し込みますので、お気をつけください。

●申請期限 3月31日（金）

●申請方法

妊産婦の方 母子健康手帳、車等を利用した場合は、領収書を添付し申請してください。

不妊治療を受けている方 医師の診断書、受診を確認できる領収書等を添付し申請してください。

万一の事故に備え交通災害共済に加入しましょう

問上島町各総合支所
総務課

平成29年度の交通災害共済加入時期となりました。万一の事故に備えてご家族そろつて交通災害共済に加入しましょう。詳しい申し込み方法・内容は、折り込みチラシをご覧ください。

●対象 ①上島町に居住し、住民票のある方②交通災害共済加入者の被扶養者

●共済掛金 一般700円 中学生以下300円

●共済期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

※途中から加入した場合は、翌日から平成30年3月31日まで

上島町奨学金貸付制度 のお知らせ

問上島町教育委員会
TEL 7712207

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学含む）に経済的な理由で進学が難しい人に、学資の一部を無利子で貸し付ける制度です。（貸し付けには、所得・学業成績による審査があります。）

●**奨学金を借りるための資格**
①上島町に居住している者の子弟または被扶養者であること②学業成績が良好で進学意欲が旺盛であること③心身ともに堅実であること④経済的理由で進学が困難であること

●**貸付の額** ○高等学校・高等専門学校生 月額3万円 ○大学生 月額5万円

●**申請期間** 毎年3月1日～4月10日

●**申請書類等** ①奨学金貸付申請書（保証人2名）②学校長の意見書③学業成績証明書（最終2年間）④医師の健康診断書⑤在学証明書（入学後）⑥住民票の写し（家族全員）⑦平成28年度（平成27年分）の所得証明書

●**償還方法** 貸付期間満了後、6ヶ月据置き、10年以内に年賦または月賦により償還

引っ越したら 住民票を移しましょう

問上島町各総合支所 住民課

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

- ①**転出前** 引っ越し前の市区町村で転出届を提出し、転出証明書を受け取る
 - ②**転入した日から14日以内** 引っ越し後の市区町村で転出証明書を添えて、転入届を提出
- ※転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」（個人番号カード）をお持ちください。

新生児誕生記念樹等を 贈呈します

問上島町各総合支所 住民課

上島町では、町内で1歳を迎えたお子さんの、誕生のお祝いと健やかに成長することを願って、毎年3月に記念樹等を贈呈しています。

今年も、次のとおり贈呈を行います。対象となるお子さんと保護者の方へ案内状を送付しますので、是非ご参加ください。

●**対象者** 平成27年10月1日～平成28年9月30日までに誕生した新生児

●**開催日** 3月7日（火）

●時間・場所

生名 11時 生名地域交流センター（立石港務所2階）
弓削 13時 弓削地域交流センター（消防庁舎2階）
岩城 14時30分 岩城総合支所2階

野良猫等へのエサやり はやめましょう！

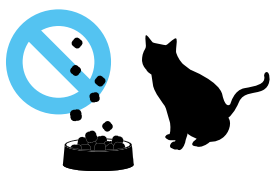
問上島町各総合支所 住民課

野良猫等へエサをやり、他の住民の快適な生活を阻

害することは、「上島町良好な生活環境の確保に関する条例」により罰則付きで禁止されています。

「可愛いから」「可哀想だから」とエサやりを繰り返すと、集まった野良猫等により糞尿・鳴き声・敷地内を荒らされる等、近隣住民に被害を与えます。これは一時的なものではなく、エサやりにより繁殖力が増すため、野良猫等の数とともに被害は増え続けます。

エサやり以外は何もしないというのは、非常に無責任な行為です。近隣の住民に被害が出ないように、糞尿の始末や不妊去勢手術により繁殖を防ぐ等、責任を持つた飼育管理をお願いします。



司法書士による島しょ 部一斉法律相談会

問愛媛県司法書士会
TEL 089-941-18065

●**日時** 3月12日（日）10時～15時

●**会場** 弓削地域交流センター 第2会議室

●**内容** 司法書士による無料法律相談
※予約可、秘密厳守

県政モニター（一般モニター）募集

問愛媛県広報広聴課

TEL 089-912-2243 FAX 089-912-2248
MAIL kohokocho@pref.ehime.jp
http://www.pref.ehime.jp/h12200/monitator.html

県では、県民の意向を把握するためのアンケート調査への回答などを行う「県政モニター」を募集しています。愛媛県が大好きな方、県政モニターとして県政に参加してみませんか。

●**募集締切** 3月15日（水）

●**応募方法** 応募様式をメール、郵送またはFAXで応募

詳細は、愛媛県広報広聴課までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール HP ホームページ

問 問い合わせ 申 申し込み